

養育費に関する法務省令の制定に向けた検討会（第１回）議事概要

１ 日 時 令和６年１１月２２日（金）１９：００～２１：００

２ 場 所 法務省（オンライン会議）

３ 議事概要

(1) 先取特権の上限額を定める際の考慮要素について

- 法文に従うと、「子の監護に要する標準的な費用」を勘案することから、先取特権の上限額は、養育費の取決めの平均額から乖離すべきではなく、調停・審判や合意等で定められた額のボリュームゾーンをカバーできるようにすることが望ましい。
- 先取特権を付与した趣旨が、手続法的には、債務名義なしで執行することができるという点にあることからすれば、それが真に必要な場合がどの層の人たちかを検討する必要がある。例えば、ある程度コストをかけることができる人たちは、公正証書を作成したり、ADRを活用したりする方法もあり、先取特権によりコストをかけずに執行するという実益は乏しい。他方で、収入面で中間層の人たちは、これまでは協議離婚の際に公正証書を作成していたが、改正後は公正証書を作成せずに先取特権により執行するという行動にシフトする可能性がある。
- 養育費の請求のための執行手続は、多くの場合、債務者の給与債権を差し押さえることが想定されるところであり、実務上、他の債権者と競合することがどのくらいあるのか。先取特権を付与したからといって、競合はあまりないということであれば、上限額を大きく付与しても構わないという方向になる。

(2) 法定養育費の額を定める際の考慮要素について

- 法文に従うと、「父母の扶養を受けるべき子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額」を勘案するとされているため、この額を確認するための資料が必要である。父母の離婚や別居後の当事者の生活にどの程度の費用を要するかについて、当事者のヒアリングをすることも必要である。
- （ただし書きの場合は別として、）個別の事案における父母の実際の資力等を一切勘案せずに支払わなければならない額であるという制度趣旨から決めなければならない。例えば、同居親の方が、はるかに資力が大き

くて、別居親の方が、給与が少なくて病気がちで医療費もかかるのに、それでもやっぱり養育費を支払わなければならないといったケースのことも考える必要がある。

- 通常の養育費の算定の際には債権者側の総収入に他の社会保障給付（児童手当等）を算入していないこととの関係性を整理する必要があるが、法定養育費は、債務者側の収入なども一切考慮せずに一律に額を定めることからすると、実際に債権者側の手元に入る金額がいくらなのか（こどものために使うことができる金額がいくらなのか）という考え方で、他の手当などを考慮した上で金額を定めることも十分にあり得る。
- 「父母の扶養を受けるべき子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額」がそのまま法定養育費の額になるのではなく、「その他の事情」も勘案するとされている。そのため、法定養育費の額を定めるに当たって勘案すべき「その他の事情」とは何か、例えば、そこに社会保障給付が含まれるのかということを検討する必要がある。
- ペナルティデフォルトと呼ばれる考え方（あえて大きい金額を定めた上で、情報をしっかりと出さない人に対してはペナルティを与えるという方法）もあるが、それに対しては、最低限の額がそのような額なのかという別の理解を生んでしまうため適切ではないという考え方もある。

(3) 「子の数に応じて」算定する方法について

- 法文には「子の数に応じて」と規定されているため、子の人数にかかわらず上限額を一定額にすると法律の委任の範囲を超えてしまう。
- こどもの人数に応じて単純に乗算することとした場合、（先取特権につき、）他の債権者に優先する部分が増えていくことの理論を詰める必要がある。
- 改正後民法308条の2は、先取特権の被担保債権となるべき定期金債権のうち、3号の監護費用や4号の扶養料については、それぞれのこどもごとに請求することがあり得るため、子一人ずつに上限が定められた先取特権が認められると考えざるを得ない。これとの平仄を考えると、1号・2号の婚姻費用についても、単純に子の人数に応じて乗算することが自然である。
- 改正後民法308条の2は、全体として「子の監護に要する費用として相当な額」としており、1号・2号についても、婚姻費用全体ではなく、婚姻費用の中で監護に要する費用について先取特権を付与している。そのため、子の数を中心とする考え方は、1号・2号と3号・4号で変わらない。

- 例えば、1人10万円とした場合、こどもが9人だったら90万円の養育費を合意しているということは通常ないと考えられる。そのため、人数掛けにした場合、金額だけを聞くとあまりの額に驚くが、債権自体がそもそももう少し低廉になるだろうから良いという考え方もある。

(4) 将来の物価等の変動への対応について

- 生活費などを考えたときに、将来の変動に対応するため、物価スライド制にすることも考えられるか。
- （法定利率などについては、最終的に判決する際に、告示等を見ながら裁判所が決定すればよいが、）養育費を物価スライド制にした場合には、一般の人がそれを見てどれだけ理解できるのかという問題がある。先取特権の上限額や法定養育費の額は、一般の人でも理解できるシンプルな定め方が望ましい。
- 省令委任にしており、政令よりも機動的に対応ができることから、物価・生活状況等が大きく変わった場合には、省令を変更することが可能である。